

二重債務問題に関する支援機関活用チェックリスト

福島県経営金融課

東日本大震災の影響により経営上の課題がある事業者を対象に「福島県産業復興相談センター」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」による個別相談を実施しています。特に二重債務問題の解消に向けては次の点に留意しながら支援を行いますので参考にしてください。

申し込み段階で適合していることが必要な項目		
	チェック項目	備考
① 住所要件	<input type="checkbox"/> 震災時点で福島県内に事業所を有し事業を再開していることあるいは再開の意思があること。(県外に避難し事業を再開して将来は帰還する方も含みます)	◇新たな業種や分野で事業再開を図る場合も支援対象となります。
② 被災要件	<input type="checkbox"/> 東日本大震災の影響によって収益力に比べて過大な債務を負担するなど、経営的に支障が出ていること。	◇「東日本大震災の影響」は地震や津波などの直接被害だけではなく、風評などによる売上減少などの間接被害も含まれます。
③ 反社会的勢力要件	<input type="checkbox"/> 暴力団等反社会的勢力でないこと。	
④ 期限の利益喪失要件	<input type="checkbox"/> 東日本大震災が発生する以前において、原則として「期限の利益喪失事由」に該当する事由がなかったこと。	◇期限の利益喪失事由とは 銀行取引停止処分を受けたこと、破産宣告の申し立てがあったこと等 ※例外的に民事再生手続開始の申し立てのあった方や信用保証協会の代位弁済を受けた方についても支援事例がありますので御相談下さい。
⑤ 震災前借入金があること	<input type="checkbox"/> 震災前の借入金があることにより、新たな借入が困難となっている、あるいは借入負担が過大となっている。(支援を受け策定される事業計画では震災後の債務についても返済軽減を検討する場合があります)	◇震災前の借入金には下記のように、形式上震災後の貸付日となっているものも対象となる場合があります。 ・手形書替等により震災前借入金を転がしているような場合  ・震災後の借入金で震災前の借入金を借り換えたような場合  (これまでの支援事例をもとに様々なケースがあるのでお気軽に御相談下さい)

①～⑤については事業者ごとに様々なケースがあります。まずはお気軽に御相談を!!

- 経営改善の方法に悩まれている方、震災後を含む全ての借入金に関する金融機関との交渉でお困りの方
→福島県産業復興相談センター(福島市) 024(573)2561
- 震災前借入金およびその借換の返済により経営が厳しく、抜本的な債務処理をお考えの方
→東日本大震災事業者再生支援機構(郡山市) 024(935)7252

御相談後は以下の要件を目安に事業計画策定を支援します。

事業計画策定段階で適合していることが必要な項目		
	チェック項目	備考
⑥ 経済合理性	<input type="checkbox"/> 事業計画に基づく債権買取が清算を前提とした手続きに比べ、債権者(金融機関)にとっても経済的な合理性が期待できるもの。	債権者である金融機関にとっても清算手続では期待できない将来(計画期間)までのキャッシュフローに相当する額の回収が図られることから有利であること。
⑦ 新規融資実行	<input type="checkbox"/> 関係金融機関(主たる取引金融機関)等から、事業の復旧に必要な新規融資が実行済み、もしくは実行が見込まれること。	現時点で確定していなくても、支援機関の事業計画策定を通じて実行が予定されていれば対象となります。ほとんどの支援案件は申し込み段階で実行が見込まれるものはなく、支援機関を通じた計画策定の進捗に応じて条件が整っていくのが実情です。
⑧ 有利子負債・キャッシュフロー倍率	<input type="checkbox"/> 事業再生計画において有利子負債・キャッシュフロー倍率が一定年数以下となること。 POINT!! 長期借入金等を一定年数で償還できる収益体質が構築できるか	参考 ◇有利子負債キャッシュフロー比率の計算式 $\frac{\text{支援後の有利子負債} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{引当金増減(a)}} \leq \text{一定年数}$ ※用語 信用度の高い有価証券等：国債や地方債、上場株式等 運転資金：有利子負債の中から運転資金目的の資金 ◇自社決算書での試算 現在の決算で試算してみると… $\frac{(\quad) - (\quad) - (\quad) - (\quad)}{(\quad) + (\quad) + (\quad)} \leq \text{一定年数}$ ※一定年数を上回る場合には今後策定される事業再生計画において期間に収まるよう計画策定を支援します。 有利子負債の債権放棄→有利子負債○、支払利息減少による留保利益◎ 事業再生計画による収益構造の構築→留保利益◎
⑨ 営業損益黒字化	<input type="checkbox"/> 事業再生計画において一定の年数を目安に営業損益が黒字となること。	
⑩ 債務超過解消	<input type="checkbox"/> 事業再生計画において一定の年数で債務超過が解消されること。	

※⑧～⑩の一定年数に関しては東日本大震災事業者再生支援機構公表資料「支援基準」等を参照下さい。